

京都市告示第 61 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大宅緯 8 号線	山科区大宅御所田町122番地の 3 地先 から	旧	メートル 36.50	メートル 2.50 ~ 3.35
	同町122番地の 5 地先まで	新	36.50	5.23 ~ 6.05
山科小山経13 号線	山科区小山鎮守町57番地の 1 地先から	旧	128.50	3.20 ~ 5.35
	同町 1 番地の 1 地先まで	新	128.50	6.01 ~ 10.00
山科小山経28 号線	山科区小山姫子町28番地の 6 地先から	旧	56.50	3.35 ~ 3.90
	同町27番地の 1 地先まで	新	56.50	6.00 ~ 6.05
山科小山経30 号線	山科区小山鎮守町54番地の 5 地先から	旧	53.70	3.80 ~ 4.10
	同町54番地の 4 地先まで	新	53.70	6.14 ~ 8.40

山科小山緯9号線	山科区小山鎮守町55番地の7地先から	旧	23.90	3.00 ~ 7.00
	同町4番地の3地先まで	新	24.50	6.00 ~ 10.70
山科小山緯21の1号線	山科区小山姫子町30番地の20地先から	旧	99.20	0.80 ~ 1.30
	同区小山西御所町33番地の1地先まで	新	99.20	2.00 ~ 2.95
山科小山緯22号線	山科区小山西御所町36番地の7地先内	旧	8.60	2.95 ~ 4.10
		新	8.60	4.00 ~ 4.11
山科小山緯23号線	山科区小山姫子町28番地の5地先から	旧	60.30	0.80 ~ 1.50
	同町27番地の5地先まで	新	62.30	2.18
久我44号線	伏見区久我西出町14番地の82地先から	旧	23.10	1.00 ~ 1.46
	同町14番地の108地先まで	新	23.10	1.83 ~ 3.30

(建設局土木管理部道路明示課)